

倉吉市上下水道局告示第3号

私道に対する公共下水道布設の取扱要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

私道に対する公共下水道布設の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、処理区域内における私道に公共下水道を布設し、当該私道に面した建築物の排水設備の改造及び水洗便所の普及を促進することによって、下水道法（昭和33年法律第79号）第1条の目的の達成に資することを目的とする。

(適用の要件)

第2条 公共下水道を布設する私道は、公衆の用に供されている道路であつて、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 道路の一端が公共下水道の布設される公道に接続していること。
- (2) 公共下水道を支障なく布設するため、道路の幅員が原則として1.5メートル以上であること。
- (3) 公道に面した角地の建築物を除き、所有者が異なる建築物の戸数が2戸（第5条の申請の日から3年以内に所有者の異なる建築物が建築される宅地がある場合は、建築物の戸数が1戸）以上あり、その全戸が直ちに排水設備を改造し、くみ取り便所を水洗化することが明らかであること。
- (4) 私道敷の所有者が公共下水道の布設及び維持管理による私道敷の使用を承諾していること。
- (5) 私道敷の使用期間は、公共下水道の存置期間中とし、使用料が無償であること。
- (6) 私道敷の所有者が私道敷の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物件その他の権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に公共下水道布設部分の使用権の存続を受け継がせることについて、私道敷の所有者から確約が得られること。
- (7) 当該公共下水道の布設後においては、当該公共下水道の維持管理に要する費用以外の費用は、申請人又は関係者が負担すること。
- (8) 市と私道敷の所有者との間に土地使用貸借契約書（様式第1号）により契約が締結され得ること。

2 その他公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めたものについては、前項の規定にかかわらず市は、公共下水道を布設することができる。

(工事費用)

第3条 当該公共下水道の工事費用は、全額市が負担する。

(維持管理)

第4条 当該公共下水道の維持管理は、市が行う。ただし、申請人は維持管理に支障のないよう努めなければならない。

2 当該私道の維持管理については、市は行わないものとする。

(布設申請)

第5条 公共下水道の布設を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、公共下水道布設申請書（様式第2号）により管理者に申請しなければならない。

- (1) 私道敷使用承諾書（様式第3号）
- (2) 公共下水道布設希望申請人名簿（様式第4号）
- (3) 私道及び公共下水道布設部分の位置図（様式第5号）

(可否の決定)

第6条 管理者は、公共下水道布設の申請があったときは、必要な調査を行い、布設の可否を決定し、公共下水道布設可否決定通知書（様式第6号）により申請人に通知するものとする。

(事情変更)

第7条 私道敷の所有者等は、事情の変更により当該公共下水道の廃止又は布設替えを必要とするときは、事情変更承認申請書（様式第7号）に関係者の事情変更承認申請人名簿（様式第8号）を付し、速やかに提出して管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により公共下水道の廃止又は布設替えを要求する者は、それに要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに廃止前の私道に対する公共下水道布設の取扱要綱（昭和52年倉吉市告示第123号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

土地 使用 貸 借 契 約 書

借主 倉吉市（以下「甲」という。）と貸主 土地所有者 （以下「乙」という。）との間に次の条項により土地使用貸借契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を公共下水道用地として甲に無償で貸し付け、甲は、これを無償で借り受けるものとする。

所 在 地	地 目	貸 付 面 積	位 置
倉吉市		m ² のうち m ²	別図のとおり

第2条 土地の使用貸借期間は、公共下水道の存置期間とする。

第3条 乙が土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物権その他の権利を設定する場合は、乙は、あらかじめ甲にその旨を申し出るとともに、譲受人その他新たに権利を取得することとなる者に対して、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

第4条 乙は、土地の上に工作物を建築しないものとする。

第5条 乙は、自己の都合により、公共下水道の廃止又は布設替えを要する場合は、甲の承認を受けるとともに、当該廃止又は布設替えに要する費用を負担するものとする。

第6条 公共下水道の維持管理は、甲が行うものとする。ただし、私道としての維持管理については、甲は、その責任を負わないものとする。

第7条 乙がこの契約の条項に違反し、又は故意若しくは重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第8条 この契約に関し、疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

鳥取県倉吉市葵町722番地

借主 倉吉市

倉吉市長

印

住 所

貸主

氏 名

印

公共下水道布設申請書

年 月 日

（宛先）
倉吉市長

代表申請人 住 所
氏 名
電 話 ㊟

排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化を行うについて、下記の私道に公共下水道を布設
くださるよう必要書類を添え関係者連署のうえ申請します。

なお、本申請に基づく公共下水道が布設された場合には、別添公共下水道布設希望申請人名
簿の署名者は直ちに排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化工事を施行するとともに、「私
道に対する公共下水道布設の取扱要綱」の規定を遵守します。

記

- 1 私道の位置 倉吉市
- 2 希望者数 代表者ほか 人

私道敷使用承諾書

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

住 所
氏 名
電 話

㊟

わたくしの所有する下記の土地に公共下水道を布設することを承諾し、次の条項を誓約いたします。

記

倉吉市	m ²	
-----	----------------	--

- 1 私道内の公共下水道布設部分について、いっさい制限いたしません。
- 2 土地使用料は無償とし、使用期間は公共下水道の存置期間とします。
- 3 公共下水道の廃止又は布設替えを必要とするときは、事情変更申請書により市長の承認を受け、これに要する費用は、わたくし又は関係者が負担します。
- 4 土地所有権を譲渡する場合は、誓約事項全部を譲受人に承継させ、市及び公共下水道利用者に迷惑及び損害をかけません。

様式第4号 (第5条関係)

公共下水道布設希望申請人名簿

住	所	氏	名	印	摘	要
1					(代表者)	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

様式第5号（第5条関係）

私道及び公共下水道布設部分の位置図



(注)

- 1 各戸の土地所有者及び建物所有者を記入すること。
- 2 公道と私道の区分を明らかにすること。
- 3 私道の幅及び長さを記入すること。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

代表申請人 様

倉吉市長

印

公共下水道布設可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった公共下水道布設について、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

なお、条件理由等については各申請人に周知していただきますようお願いします。

記

布設の可否

可	条 件	
否	理 由	

様式第7号（第7条関係）

事 情 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

住 所

代表申請人 氏 名

㊟

電 話

事情変更のため、下記公共下水道を（廃止・布設替え）して下さるよう関係者全員連署のうえ申請します。

記

- 1 公共下水道の位置
- 2 公共下水道の延長
- 3 事情変更の理由

様式第8号 (第7条関係)

事情変更承認申請人名簿

住	所	氏	名	印	摘	要
1					(代表者)	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						